

平成十九年四月十三日受領  
答弁第一五八号

内閣衆質一六六第一五八号

平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問に対する答弁書  
一から三までについて

御指摘の課長は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項に「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されていること等について、公務として説明を行った。説明に関する記録は作成されておらず、その日時及び場所についてお答えすることは困難である。

四について

外務省として、御指摘の元外務審議官は国家公務員法第百条第一項の規定の趣旨も踏まえて御指摘の著作を出版したものと理解している。

五について

御指摘の「天下り」とは、一般的には各府省で退職後の幹部職員を企業、団体等に再就職させることをいうものと考えている。

六について

外務省において保管されている文書からは、御指摘の再就職があつせんによるものであることは確認されなかつた。